

2025 年度
JETRO ウクライナミッション
(2025 年 11 月 3 日 (月) ~7 日 (金))

(ポーランド・ワルシャワ集合、解散予定)

参加案内

2025 年 9 月

JETRO

申込締切 : 2025 年 10 月 3 日 (金)

17 : 00 (日本時間)

目次

はじめに	2
実施概要	3
参加条件	4
参加のメリット	4
プログラム概要（2025 年 11 月 3 日（月）～7 日（金））	5
参加費について	5
参加者ご自身で手配、費用負担いただくもの	6
本事業ご参加にあたっての注意事項、免責事項	6
キャンセルについて	8
ご質問・お問い合わせ	9

はじめに

戦禍のなかでも経済復興に取り組むウクライナでは、交通・物流・エネルギーなどのハードインフラのみならず、IT や医療などのソフトインフラの双方において、復興需要の高まりがみられます。

ウクライナ復興支援ビジネスに潜在するビジネス機会を日本の中堅・中小・スタートアップ企業等が捕捉できるよう、ジェトロでは、ウクライナにミッションを派遣しウクライナ企業とのビジネスネットワーキングの機会を提供すると共に、関係省庁や機関への訪問などを通じて、ミッション参加企業のウクライナにおける復興ビジネス参画を支援します。

本ミッションでは、ご自身の目で、実際に現場をご覧いただき、情報交換をして頂く貴重な機会です。奮ってご参加ください。日本からはもちろん、周辺各国からもご参加いただけます。

実施概要

- ・ 日程：2025 年 11 月 3 日（月）～11 月 7 日（金）
 - ※ポーランド・ワルシャワ集合、解散予定。
 - 11 月 2 日（日）までに各自でワルシャワ入りし、11 月 3 日（月）全員でワルシャワ出発予定。
 - ※プログラムの詳細は調整中です。
- ・ 実施地：ウクライナ
- ・ 募集人数：10 社・10 名（原則 1 社につき 1 名） 最小催行人数：9 名
 - ※募集人数は予告なく変更する可能性があります。
 - ※定員を上回った場合は、「中堅・中小企業」、「ウクライナ政府のニーズの高い製品・技術を有している企業」、「コンサルティング業、調査リサーチ会社以外の企業」、「ウクライナ復興支援ビジネスにおいて具体的な計画やプロジェクトを有している企業」（特に、UNIDO が実施している「日本企業からの技術移転を通じた新事業・創造によるウクライナのグリーン産業復興プロジェクト」採択企業）、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻以降、初めてウクライナを渡航する企業を優先します。
 - 中堅企業、中小企業の定義は以下をご覧ください。
 - 中堅企業：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chuukun/tokutei-chuukun.html>
 - 中小企業：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
- ・ 募集締切：2025 年 10 月 3 日（金）17：00 （日本時間）
- ・ 使用言語：日本語及び英語
- ・ 費用：5 ページ参照
- ・ 主催：独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- ・ 共催または後援（予定）：経済産業省
- ・ 申し込み方法：別添申込書に必要事項を記載のうえお申し込みください

【ご参考】農林水産省が農林水産・食品分野のミッション参加者を募集しております。併せてご検討ください。

詳細は以下のリンクをご参照ください。

日程：2025 年 10 月 27 日（月）から 10 月 31 日（金）まで

締切：2025 年 9 月 30 日（火）17 時 00 分まで

https://www.maff.go.jp/j/press/y_kokusai/kokkyo/250825.html

参加条件

以下の条件に全て当てはまること。

- ・ ウクライナの復興支援に資する具体的な製品・サービスおよびビジネスプランをお持ちであること。また、参加目的が同ビジネスプランを具体的に進めることに寄与するものであること。
- ・ 全ての日程に参加いただけること。自己都合による途中合流・途中離脱は行程上不可能です。
- ・ ジェトロが指定するプログラムに全て参加し、参加中は、ジェトロの指示に従い集団行動を行えること。
- ・ ジェトロの実施するアンケートにご協力いただけること。
- ・ 現地への渡航や滞在の手配・支払い、入国やチェックインに必要な手配・手続きをご自身で（あるいは所属企業で）対応いただけること。
- ・ 安全対策、感染対策に関するジェトロの指示やルールを順守できること。
- ・ ジェトロの注意事項、免責事項に同意いただけること。

※お申込み時には参加目的を可能な限り具体的に記載ください。参加条件に合致しないとジェトロが判断する場合には、定員に空きがある場合でも参加をお断りする場合があります。予めご了承ください。

参加のメリット

- ✓ ウクライナ政府機関・企業との効率的な意見交換・ネットワーク構築が可能
- ✓ ウクライナの復興ビジネス機会や現状の情報収集機会
- ✓ ウクライナビジネスに取り組むミッション参加者同士のネットワーク構築機会
- ✓ ウクライナに拠点を有し、2024 年以降、3 回のウクライナビジネスミッション派遣実績を持つジェトロが実施。単独では渡航が難しい方にもお勧め。
- ✓ ウクライナでは個別商談等のための自由行動も可能（各人で外務省の規則に基づく警護等の手配が必要です。また、同省およびジェトロ、ジェトロの委託する警護要員の認めるタイムスロット、範囲、目的、条件での行動に限ります）

プログラム概要（2025 年 11 月 3 日（月）～7 日（金））

日程	プログラム（案）
2025/11/3(月)	※各自ワルシャワ集合（予定）、ポーランド・ウクライナ国境へ移動
	午後：国境付近駅発、ウクライナ入国
2025/11/4(火) ～ 2025/11/6(木)	終日：ジェトロ主催ビジネスネットワーキング、または、政府機関、企業訪問等
2025/11/7(金)	ポーランドへ移動、国境駅着後、ワルシャワまで借上車で移動し、ワルシャワ市内で解散予定。

※ワルシャワ集合、ワルシャワ解散予定で、日程表に記載のプログラム期間中の全ての共通プログラムに関し、移動手段と警備をジェトロが手配します。ただし、自由行動をとる場合は、当該企業による警備の自己付保が必要です。

それ以外の現地までの移動手段・宿泊ホテルの手配はありません。ご応募が最低催行人数に満たない場合は、ミッションは中止となりますので、必ずミッションの催行を確認してから、移動手段や宿泊ホテルのご手配をお願いします。

※上記プログラムは予定です。変更可能性があります。

参加費について

参加費は徴収しませんが、日本あるいは出発地から現地までの往復移動手段（航空券等）、飲食代、宿泊代参加者ご自身で手配・お支払いいただきます。（後述）

※現地では VISA および MASTER のクレジットカードがおおむね利用可能です。また、若干のユーロもしくは USD

現金のご用意があると安心です。行程によっては、参加者全員でレストラン等への立ち寄りや弁当の手配によって食事等をとる場合があります。その場合は事務局（ジェトロ）にて全員分をまとめて注文し、費用を均等に割り現金で頂戴することがあります。その場合、領収書は発行できない場合がありますのでご了承ください。

参加者ご自身で手配、費用負担いただくもの

- 航空券手配とその費用
- 査証手配を要する場合はその手配と費用
- 宿泊先ホテル手配とその費用
- プログラム外での現地での移動手配とその費用 ※空港⇄宿泊先ホテルを含む。
- 食事とその費用
- 海外旅行保険手配、戦争特約付保とその費用
- 感染症関連準備およびその費用
- ウクライナにて自由行動をとる場合の、当該企業による警備の自己付保手配およびその費用
- その他、上記ジェトロ負担分に定める以外の一切の費用（日本国内移動費や通信費、土産代などで
すが、これらに限られません）

※現地政府の要請、外務省による勧告、現地情勢の悪化、最小催行人数に満たない場合など、実施を見送る可能性があります。催行が決定し、ジェトロからお送りする参加決定通知の受領を待って、航空券やホテルの手配を行ってください。

本事業ご参加にあたっての注意事項、免責事項

本事業ご参加にあたっては、以下の注意事項、免責事項を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

＜注意事項＞

1. 本ミッションは現地集合・現地解散型です。**集合場所までの往復移動手段（航空券等）、飲食代、宿泊代等は参加者ご自身で手配のうえ、費用も自己負担となります。**また、**手配・支払いに関するトラブル等についてジェトロは一切責任を負いません。**あらかじめご了承ください。
2. 本事業中、面談した企業等から寄せられた引き合いなどについては、各参加者にてご対応ください。
3. 申し込み時にいただいた情報及び今後のミッションで得られた情報は、日本国の個人情報保護法令及び各国の同様の法令を遵守のうえ、本ミッションの円滑な遂行の目的及び事業、政策の分析、調査、評価の目的で、これを利用するものとし、また、同様の目的で、本ミッションに係る手配を行う旅行代理店、ウクライナの訪問先等の本事業関係者及び／又は政府関連の機関に事前又は事後に共有させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。なお、ウクライナの個人情報保護に関する制度は、以下の URL に記載のとおりです。
https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_ukraine/
4. ミッション期間中、メディアの取材が入る可能性があります。あらかじめご了承ください。

5. 現地企業との交流に必要な備品や資料等については各参加者にてご準備ください。
6. 本事業の成果把握などのためにジェトロが実施するアンケート等に必ずご協力ください。ご協力いただけない場合、次回以降のジェトロ事業へのご参加をお断りする可能性がございますので予めご了承ください。
7. 参加者の企業名や本事業結果および各種調査結果について公表させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
8. 本案内書に記載されている視察先等の詳細については、決定次第、別途ご連絡します。なお、直前まで変更の可能性ありますので、予めご了承ください。
9. 参加確定後、事前説明会を実施する予定です。ご参加いただきますようお願いいたします。
10. 現地では日本と比較して治療費・入院費が大変高額となるケースがありますので、不測の事態に備え、100%カバーされ、キャッシュレスで受診することのできる海外旅行傷害保険への加入と、戦時下の国への訪問であることに鑑み戦争特約を付保するようお願いいたします。なお、クレジットカードなどに付帯されている海外旅行傷害保険のみでは全額はカバーされない恐れがありますのでご注意ください。日本との時差、気候の違いを考慮の上、体調管理を万全にし、ケガ・病気などには十分ご注意ください。
11. ジェトロでは、ミッション期間中に発生した参加者に係る携行品盗難、損壊その他の損害、受傷、疾病その他の治療費用などについて一切負担できません。
12. 本ミッションの全日程において、安全対策、避難、感染対策や隔離等、現地政府やジェトロの指定する安全確保、防疫の措置やルールの順守にご協力いただく事をお申し込みの条件とさせていただきます。
13. 参加者は、本ミッションにおいて感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者又これらの者との濃厚接触者は本ミッションに参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者が本ミッションに参加したことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告し、その指示に従っていただきます。
14. ジェトロからご参加確認及び催行決定の通知を受け取った後に、航空券等の手配を開始いただくようお願いいたします。ただし、決定通知が発出された場合であっても、ジェトロは、安全対策、感染対策等の諸般の事情に鑑み、催行をキャンセルすることができ、その場合であっても、ジェトロは一切の責任を負わないものとします。
15. 現在、反社会的勢力（反社会的勢力の定義等は、ジェトロの「[反社会的勢力への対応に関する規程](#)」）に該当せず、かつ、関係を有しないこと。また将来にわたっても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを条件とします。
16. 本申込書に関する法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
17. 本申込書に関する法律関係に起因又は関連して紛争が生じる場合には、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄とします。

<免責事項>

1. 戦乱、暴動、天災地変などにより本ミッション参加者が死傷し又は携行品が損壊した場合であっても、ジェトロは一切責任を負いません。
2. 戦乱、暴動、天災地変、現地の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、勧告その他、現地情勢等の急な悪化や変更など諸般の事情に鑑み、ジェトロが本ミッションの中止又は延期を判断した場合に

において、予約されたホテル、航空券等のキャンセル料等の経費その他の損害をジェットロが補填することはいたしません。

3. 本ミッションは、参加者の安全・健康の確保について確認がとれた状況下での開催を前提としています。本ミッションの開催地であるウクライナにて、現時点（2025 年 9 月 1 日）で外務省危険情報レベル 4 の退避勧告が出ており、以下のように記されています。ここにある（注）に従い、ジェットロは外務省窓口の本ミッション派遣に係る相談を行い、渡航計画を提出し、また治安情勢等の変化による渡航中止や退避の勧告に必ず従います。

なお外務省による勧告によらずとも、現地政府の要請や現地情勢等の急な悪化や変更など諸般の事情に鑑み、ジェットロの判断により中止又は延期となる場合やその他の事由により実施できなくなる可能性がありますので予めご承知おきください。

退避してください。渡航は止めてください。（継続）

（注）ただし、ウクライナの復旧・復興に寄与する企業・団体の取組等として、真にやむを得ない事情でキーウ州キーウ市に渡航する必要があると考える場合には、渡航の必要性及び緊急性、所属企業や団体等の指示に基づく組織としての必要かつ十分な安全対策を準備した上で、渡航の 2 週間前までに、外務省窓口にご相談ください。その際、当該渡航の必要性やリスク回避のための安全対策に関する情報として、渡航目的（必要性及び緊急性）、渡航日程（必要最小限の渡航期間）、渡航者情報、連絡先・宿泊先、キーウ市までの移動手段、具体的な安全対策（シェルターを備えた安全な宿舎の確保、信頼できる警備会社の手配する安全な車両による移動、警護員の同行は必須）を記載した渡航計画を提出するとともに、治安情勢等の変化による渡航中止や退避の勧告には必ず従ってください。

4. 新型コロナウイルスおよびその他疫病の感染拡大防止策として開催地への入国や本ミッションへの参加に関し、ワクチン接種等の新たな義務や条件が追加された場合等、申込者の責めに帰することのできない事由により参加できなくなった場合においても、一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません。）については、ジェットロはこれを負担しません。
5. 本ミッション参加中に体調不良となった場合、現地での感染防止対策、情報提供に関しまして、ジェットロは最大限のサポートはさせていただきますが、現地での新型コロナウイルス感染症への感染・発症リスク、現地での治療・隔離措置などに伴う滞在期間延長またはその他の不測の事態に伴いかかる費用・損失などに関しては一切補償できませんことをご承知おきください。
6. 本免責事項に明示的に定めるほか、ジェットロは本ミッションに起因又は関連する損害について、ジェットロに故意又は重過失ない限り、一切の責任を負わないものとします。

キャンセルについて

-
1. お申し込み受付、参加決定の通知後のキャンセルは原則として受け付けておりません。ただし、開始時点で参加

者が感染症の疑いのある又これらの者との濃厚接触者に当たる場合には、速やかにJETROにご相談ください。

2. やむを得ない事情でキャンセルされる場合には文書にて辞退届を作成し、代表者印を押印の上、JETRO（申し込み先と同じ）までご提出ください。キャンセルを承諾するかどうかは、諸般の事情を勘案のうえでのJETROの判断によりますが、現地での手配状況に応じて、手配済みのものについて実費をキャンセル料として請求させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

ご質問・お問い合わせ

日本貿易振興機構（JETRO）

海外展開支援部 ウクライナビジネスデスク 木場（こば）、洞ノ上（ほきのうえ）、藤巻

TEL : 03-3582-5541 Email: ukraine@jetro.go.jp

住所：〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階